

町主催のイベント・行事の実施に係る当面の判断基準

令和2年7月27日

飯島町新型コロナウイルス感染症対策本部

町では、新型コロナウイルス感染拡大防止を図るため、これまでどおり国や県の方針に沿って「新しい生活様式」や「信州版 新たな日常のすゝめ」を地域社会全体に定着させ、社会経済活動を実施して行くこととします。

1 町主催のイベント・行事の開催目安

- ・基本的に、人数制限は設けない。
- ・ただし、屋内にあつては収容定員の半数以下の参加人数とし、屋外にあつては人と人との距離を十分に確保（目安：2 m）することとする。
- ・全国的または広域的な人の移動を伴うものは、感染状況を見極め判断するものとする。

（注）小規模なイベントや行事であっても、その形態や場所によってリスクが異なることには十分留意するとともに、必要により参加者名簿を作成するなどして連絡先等を把握しておくなどの対策を講じることとする。

2 町主催のイベント・行事を開催するに当たっての留意事項

（1）開催前

- ☑風邪（発熱・咳・のどの痛み・味覚障害・倦怠感含む）症状がある方に対する、入場（参加）不可の可能性について、事前周知を行う。
- ☑当該イベント・行事の参加者で感染者が出た場合における、保健所の聞き取り調査への協力について、事前要請を行う。
- ☑厚生労働省が推奨する「接触確認アプリ」について、事前にインストールするよう協力を求める。

（2）会場準備

- ☑アルコール手指消毒液等の各所への設置、職員や参加者・利用者に対する、手洗いや手指消毒の徹底を求める。
- ☑イベントや行事の開催目安と同様、参加・利用人数を施設規模（定員）の半分以下に制限する。
- ☑座席の間隔を一人分空けるなど、隣との間隔を十分に確保（2 m程度の間隔、パネルの設置など）する。
- ☑机や取っ手などの共用箇所について、複数の参加者が触れるもの・場所については、事前に消毒用アルコールや次亜塩素酸ナトリウム等で拭き取りを行う。

(3) 入場時（退場時）

- ☑職員をはじめ、参加者・利用者にマスクの着用を徹底する。着用の無い場合は、配布等の対応を行う。
- ☑入退時の出入り口の分離、人の流れを一方通行にするなど、人と人とが交錯する機会をできるだけ減少させるなどの配慮をする。
- ☑入場時における検温の実施。
- ☑アルコール手指消毒液を受付やトイレ等に設置し、手指消毒の徹底を求める。
- ☑イベント・行事の開催中に、参加者が大声を出すことを控える旨、周知を行う。
- ☑不特定多数の者が参加するイベントにおいては、参加者名簿に住所・氏名・電話番号等の記載を求めることとし、感染者発生時に追跡調査を可能とするための手立てを講じる。

(4) 開催中

- ☑会場の換気に努める。
- ☑休憩中や定期的にソーシャルディスタンス、咳エチケット、正しいマスクの着用などの注意喚起を行う。

(5) 終了後

- ☑机や取っ手などの共用箇所について、消毒用アルコールや次亜塩素酸ナトリウム等で拭き取りを行う。
- ☑参加者リストについて、飯島町個人情報保護条例に沿った適切な管理を行うとともに、健康観察期間終了後、速やかに廃棄を行う。

(注) 上記の項目をすべて満たさない場合であっても、直ちにイベント・行事の開催が不可となるものではない。その形態や場所によってリスクが異なることに十分留意するとともに、感染防止のための対策について十分な検討を行ったうえで、最終的な実施の判断を行うこととする。

(注) それぞれのイベント・行事を企画開催する各部署においては、前述の判断基準を踏まえつつ、刻々と変化する感染状況を的確に捉え、飛沫や接触による感染リスクに備え、参加者や職員への感染を防止するための更なる対策や行動について、自ら考え、工夫しながら実践することとする。